～平成３０年度利用者負担額表～

◇１号認定（教育標準時間・３歳以上）

（１）二人親世帯

児童の世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	多子軽減
階層区分	区分（税額）	標準時間	
第１階層	生活保護世帯	0	※同一世帯に２人以上の子どもがいる場合は、次のとおりです。 （１）最も年齢の高い子どもは上段の金額 （２）年齢の高い子どもから数えて２人目の子どもは（　）内の金額 （３）年齢の高い子どもから数えて３人目以降の子どもは無料
第２階層	市町村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯を含む）	2,700 (0)	
第３階層	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	9,100 (4,550)	
第４階層	市町村民税所得割課税額 211,200 円以下	18,500 (9,250)	※年少から小学校３年までの範囲において、同一世帯に２人以上の子どもがいる場合は、次のとおりです。 （１）最も年齢の高い子どもは上段の金額 （２）年齢の高い子どもから数えて２人目の子どもは（　）内の金額 （３）年齢の高い子どもから数えて３人目以降の子どもは無料
第５階層	市町村民税所得割課税額 211,201 円以上	20,000 (10,000)	

（２）ひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯

児童の世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	多子軽減
階層区分	区分（税額）	標準時間	
第１階層	生活保護世帯	0	※同一世帯に２人以上の子どもがいる場合は、次のとおりです。 （１）最も年齢の高い子どもは記載の金額 （２）年齢の高い子どもから数えて２人目以降の子どもは無料
第２階層	市町村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯を含む）	0	
第３階層	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	2,700	
第４階層	市町村民税所得割課税額 211,200 円以下	18,500 (9,250)	※年少から小学校３年までの範囲において、同一世帯に２人以上の子どもがいる場合は、次のとおりです。 （１）最も年齢の高い子どもは上段の金額 （２）年齢の高い子どもから数えて２人目の子どもは（　）内の金額 （３）年齢の高い子どもから数えて３人目以降の子どもは無料
第５階層	市町村民税所得割課税額 211,201 円以上	20,000 (10,000)	

～平成３０年度利用者負担額表～

◇２号認定（保育認定・３歳以上）

（１）二人親世帯

児童の世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
		３歳以上	
階層区分	区分（税額）	標準時間 （11 時間）	短時間 （8 時間）
第１階層	生活保護世帯	0	0
第２階層	市町村民税非課税世帯	4,800 (0)	4,800 (0)
第３階層	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	13,200 (6,600)	13,000 (6,500)
第4A 階層	市町村民税所得割課税額 57,700 円未満	21,600 (10,800)	21,300 (10,650)
第4B 階層	市町村民税所得割課税額 77,101 円未満	21,600 (10,800)	21,300 (10,650)
第4C 階層	市町村民税所得割課税額 97,000 円未満	21,600 (10,800)	21,300 (10,650)
第５階層	市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	24,900 (12,450)	24,500 (12,250)
第６階層	市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	34,800 (17,400)	34,300 (17,150)
第７階層	市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	46,200 (23,100)	45,500 (22,750)
第８階層	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	46,200 (23,100)	45,500 (22,750)

＜多子軽減＞

①第１階層から第 4A 階層で、同一世帯に２人以上の子どもがいる場合は、次のとおりです。

（１）最も年齢の高い子どもは上段の金額

（２）年齢の高い子どもから数えて２人目の子どもは（　）内の金額

（３）年齢の高い子どもから数えて３人目以降の子どもは無料

②第4B 階層から第８階層で、就学前の範囲において、同一世帯から２人以上の子どもが保育所等を利用する場合は、次のとおりです。

（１）最も年齢の高い子どもは上段の金額

（２）年齢の高い子どもから数えて２人目の子どもは（　）内の金額

（３）年齢の高い子どもから数えて３人目以降の子どもは無料

（2）ひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯

児童の世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
		3歳以上	
階層区分	区分（税額）	標準時間 （11 時間）	短時間 （8 時間）
第1階層	生活保護世帯	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	4,800	4,800
第4A 階層	市町村民税所得割課税額 57,700 円未満	4,800	4,800
第4B 階層	市町村民税所得割課税額 77,101 円未満	4,800	4,800
第4C 階層	市町村民税所得割課税額 97,000 円未満	21,600 (10,800)	21,300 (10,650)
第5階層	市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	24,900 (12,450)	24,500 (12,250)
第6階層	市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	34,800 (17,400)	34,300 (17,150)
第7階層	市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	46,200 (23,100)	45,500 (22,750)
第8階層	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	46,200 (23,100)	45,500 (22,750)

＜多子軽減＞

①第 1 階層～第 4B 階層で、同一世帯に２人以上の子どもがいる場合は、次のとおりです。

（1）最も年齢の高い子どもは記載の金額

（2）年齢の高い子どもから数えて２人目以降の子どもは無料

②第 4C 階層から第８階層で、就学前の範囲において、同一世帯から２人以上の子どもが保育所等を利用する場合は、次のとおりです。

（1）最も年齢の高い子どもは上段の金額

（2）年齢の高い子どもから数えて２人目の子どもは（　）内の金額

（3）年齢の高い子どもから数えて３人目以降の子どもは無料

～平成３０年度利用者負担額表～

◇３号認定（保育認定・３歳未満）

（１）二人親世帯

児童の世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
		３歳未満	
階層区分	区分（税額）	標準時間 （11 時間）	短時間 （8 時間）
第１階層	生活保護世帯	0	0
第２階層	市町村民税非課税世帯	7,200	7,200
第３階層	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	15,600	15,400
第4A 階層	市町村民税所得割課税額 57,700 円未満	24,000	23,700
第4B 階層	市町村民税所得割課税額 77,101 円未満	24,000	23,700
第4C 階層	市町村民税所得割課税額 97,000 円未満	24,000	23,700
第５階層	市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	26,700	26,300
第６階層	市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	36,600 (18,300)	36,100 (18,050)
第７階層	市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	48,000 (24,000)	47,300 (23,650)
第８階層	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	48,000 (24,000)	47,300 (23,650)

＜多子軽減＞

①第１階層から第５階層で、同一世帯に２人以上の子どもがいる場合は、次のとおりです。

（１）最も年齢の高い子どもは記載の金額

（２）年齢の高い子どもから数えて２人目以降の子どもは無料

②第６階層から第８階層で、就学前の範囲において、同一世帯から２人以上の子どもが保育所等を利用する場合は、次のとおりです。

（１）最も年齢の高い子どもは上段の金額

（２）年齢の高い子どもから数えて２人目の子どもは（　）内の金額

（３）年齢の高い子どもから数えて３人目以降の子どもは無料

（2）ひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯

児童の世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
		３歳未満	
階層区分	区分（税額）	標準時間 （11 時間）	短時間 （8 時間）
第１階層	生活保護世帯	0	0
第２階層	市町村民税非課税世帯	0	0
第３階層	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	7,200	7,200
第4A 階層	市町村民税所得割課税額 57,700 円未満	7,200	7,200
第4B 階層	市町村民税所得割課税額 77,101 円未満	7,200	7,200
第4C 階層	市町村民税所得割課税額 97,000 円未満	24,000	23,700
第５階層	市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	26,700	26,300
第６階層	市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	36,600 (18,300)	36,100 (18,050)
第７階層	市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	48,000 (24,000)	47,300 (23,650)
第８階層	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	48,000 (24,000)	47,300 (23,650)

＜多子軽減＞

①第１階層から第５階層で、同一世帯に２人以上の子どもがいる場合は、次のとおりです。

（1）最も年齢の高い子どもは記載の金額

（2）年齢の高い子どもから数えて２人目以降の子どもは無料

②第６階層から第８階層で、就学前の範囲において、同一世帯から２人以上の子どもが保育所等を利用する場合は、次のとおりです。

（1）最も年齢の高い子どもは上段の金額

（2）年齢の高い子どもから数えて２人目の子どもは（　）内の金額

（3）年齢の高い子どもから数えて３人目以降の子どもは無料